

第 12 回幕別町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 平成 30 年 6 月 28 日 (木) 午後 2 時 30 分から午後 3 時 25 分まで
- 2 開催場所 忠類ふれあいセンター福寿
- 3 出席委員 (23 名)

会長	24 番	谷内	雅貴
会長職務代理者	23 番	鯖戸	英明
	1 番	香西	浩志
	3 番	高野	英一
	4 番	渡邊	ひろ子
	5 番	井田	留吉
	6 番	齊藤	一男
	7 番	前川	厚司
	8 番	橋本	浩弥
	9 番	高橋	孝二
	10 番	深松	俊英
	11 番	蛭原	一治
	12 番	石川	雅洋
	13 番	森	勤子
	14 番	飛田	榮
	15 番	齊藤	正孝
	16 番	西田	利幸
	17 番	帰山	茂義
	18 番	吉田	正宏
	19 番	中村	富士男
	20 番	棚	範貴
	21 番	澤邊	佳範
	22 番	松本	誠
- 4 欠席委員 (1 名) 2 番 菅野 能稔
- 5 議事日程
 - 1) 開会
 - 2) 議事録署名委員
 - 3) 諸般の報告
 - 4) 報告
 - 第 1 号 平成 30 年度全国農業委員会会長大会及び北海道農業会議第 85 回総会について
 - 第 2 号 農地所有適格法人報告書の受理について
 - 第 3 号 農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について
 - 第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可について
 - 第 5 号 農地の一時転用に係る復元状況の報告について

第6号 所有権移転に係る利用調整結果の報告について

議案

- 第1号 農用地の買入協議に係る要請について
- 第2号 農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域の除外について
- 第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 第4号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第5号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 第6号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第7号 現況証明について

- 6 事務局長 廣瀬 紀幸
忠類支局長 川瀬 康彦
農地振興係長 岩岡 夢貴
忠類支局農地振興係長 鈴木 亮二
農地振興係主査 菅原美栄子
農地振興係主任 南 敦朗
忠類支局農地振興係主事 勝野 真悟

7 会議の概要

議長	<p>幕別町農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、定足数に達しておりますので、ただ今から第12回農業委員会総会を開催いたします。次に、議事録署名委員を会議規則第13条第2項の規定により指名いたします。議事録署名委員に23番鯖戸代理、1番香西委員を指名いたします。よろしく願います。</p> <p>次に諸般の報告を事務局から申し上げます。</p>
事務局	<p>諸般の報告を申し上げます。会議規則第4条の規定により、2番菅野委員より欠席する旨の届出がございましたのでご報告いたします。</p>
議長	<p>次に、報告第1号「平成30年度全国農業委員会会長大会及び北海道農業会議第85回総会について」を議題といたします。私の方から報告させていただきます。</p>
議長	<p>まず、平成30年度全国農業委員会会長大会についてですが、5月29日午後から、十勝農業委員会連合会の要請活動として、衆議院議員会館において十勝選出の石川香織議員、北海道2区選出の吉川貴盛議員、比例代表北海道ブロックの鈴木貴子議員、自民党国会対策委員長の森山ひろし議員、また参議院比例代表の橋本聖子議員に対し、報告第1号資料①の「十勝農業の振興に関する要請」を行いました。</p> <p>翌30日の午前には、星陵会館において全道の農業委員会会長とともに北海道選出国會議員に対し、報告第1号資料②の「平成30年度農業政策・予算に関する要望」を行っております。</p> <p>午後からは、文京シビックホールにおいて全国農業会議所主催による、全国</p>

農業委員会会長大会に出席いたしました。第1号議案から第4号議案まで原案どおり決議されております。資料は、報告第1号資料③としてお配りしておりますので後ほどご覧ください。

最終日の31日は、群馬県南西部にありますJA甘楽富岡の直販センター「食彩館」、民間施設の「こんにゃくパーク」、そして世界遺産の「富岡製糸場」の視察を行い、全日程を終了しました。

次に、「北海道農業会議第85回総会」につきましては、6月26日に札幌市において開催され、「議案第1号 一般社団法人北海道農業会議の役員の選任について」から議案第4号「一般社団法人北海道農業会議の議長の指名に関する申し合わせについて」までの議案4件が可決されました。

なお全国段階では、「新・農地を活かし、担い手を応援する全国活動」を行いますが、北海道では、本道の実情を踏まえた独自の運動を展開するものとして、本年度から2年間「170農業委員会活動強化促進運動」を展開することとなりました。詳しくは、報告第1号資料④としてお配りしておりますので、後ほどご覧ください。以上で報告とさせていただきます。

議長

報告第1号について説明を申し上げました。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

議長

次に、報告第2号「農地所有適格法人報告書の受理について」を議題といたします。事務局から報告第2号の説明をいたします。

事務局

報告第2号「農地所有適格法人報告書の受理について」。農地所有適格法人報告書について、XXXXXXXXXXほか7法人から提出がありましたので報告いたします。書類等完備されておりましたので受理いたしました。以上で報告を終わります。

議長

報告第2号について説明を申し上げました。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑がないようですので、報告第2号については報告のとおり承認されました。

議長

次に、報告第3号「農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について」を議題といたします。事務局から報告第3号1番から8番の説明をいたします。

事務局

報告第3号「農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について」、農地法第18条第6項の規定により合意解約通知があったので報告します。案件は議案書1ページ～3ページの8件でございます。いずれも書類等が完備されておりましたので受理いたしました。以上で報告を終わります。

議長

報告第3号1番から8番について説明を申し上げました。質疑ございません

	<p>か。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑がないようですので、報告第3号1番から8番については報告のとおり承認されました。</p>
議長	<p>次に、報告第4号「農地法第5条の規定による許可について」を議題といたします。事務局から報告第4号1番の説明をいたします。</p>
事務局	<p>報告第4号「農地法第5条の規定による許可について」、農地法第5条の許可申請について、下記のとおり許可したので報告します。案件は、議案書4ページの5月25日・第11回総会で審議された1件でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。なお、記載のとおり条件を付し、平成30年6月27日付けで許可をしております。以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>報告第4号1番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑がないようですので、報告第4号1番については報告のとおり承認されました。</p>
議長	<p>次に、報告第5号「農地等一時転用に係る復元状況の報告について」を議題といたします。事務局から報告第5号1番・2番の説明をいたします。</p>
事務局	<p>報告第5号「農地等一時転用の係る復元状況の報告について」、農地法第5条により一時転用されていた下記の農地について、農地として復元されていることを確認しましたので報告します。案件は議案書5ページの平成29年5月22日、4月1日にそれぞれ許可をしておりました2件でございます。今月19日の現地調査で農地として復元されていることを確認いたしました。以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>報告第5号1番・2番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑がないようですので、報告第5号1番・2番については報告のとおり承認されました。</p>
議長	<p>次に、報告第6号「所有権移転に係る利用調整結果の報告について」を議題といたします。事務局から報告第6号1番から3番の説明をいたします。</p>
事務局	<p>報告第6号「所有権移転に係る利用調整結果の報告について」、公益財団法人幕別町農業振興公社の所有権移転に係る利用調整の結果を報告します。案件は</p>

<p>議長</p> <p>議長</p>	<p>議案書 6 ページの、今月 13 日に町公社が利用調整を行った 3 件であります。内容につきましては記載のとおりです。以上で報告を終わります。</p> <p>報告第 6 号 1 番から 3 番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>質疑がないようですので、報告第 6 号 1 番から 3 番については報告のとおり承認されました。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>次に、議案第 1 号「農用地の買入協議に係る要請について」を議題といたします。議案第 1 号 1 番から 3 番について事務局から説明をいたします。</p> <p>議案第 1 号「農用地の買入協議に係る要請について」、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 1 項の規定に基づき、所有権移転に係る利用調整の申出があった下記の農地について、公益財団法人北海道農業公社による買い入れが特に必要と認められるので、同法第 16 条第 1 項に基づく要請をすることについて議決を求めます。</p> <p>【議案第 1 号 1 番から 3 番について、議案書をもとに朗読】</p> <p>以上の案件は報告第 6 号の幕別町農業振興公社が利用調整を行った案件の 3 件でございます。幕別町に対しまして、農業経営基盤強化促進法第 16 条第 1 項に基づき要請をするものであります。よろしくご審議の程お願いいたします。</p> <p>それでは質疑を行います。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>質疑なしとします。採決をいたします。議案第 1 号 1 番から 3 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。</p> <p>【全員異議なし】</p> <p>異議なしとします。よって議案第 1 号 1 番から 3 番は原案のとおり可決されました。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、議案第 2 号「農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域の除外について」を議題といたします。議案第 2 号 1 番につきましては、深松委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第 3 1 条の規定に基づく議事参与の制限により本案件の審議開始から終了まで退席願います。</p> <p>(10 番 深松委員退席)</p> <p>それでは、議案第 2 号 1 番について事務局から説明をいたします。</p>

<p>事務局</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>議案第2号「農業振興地域の整備に関する法律による農用区域の除外について」。幕別町農業振興地域整備計画の変更について、幕別町より諮問があったので審議を求めます。</p> <p>【議案第2号を朗読、1番を説明】</p> <p>以上の案件につきましては、農家住宅の建設を目的に農用区域からの除外を求めるものとなっております。除外の要件につきましては、全て要件を満たしていると考えておりますので、宜しくご審議のほどお願いいたします。</p> <p>それでは質疑を行います。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号1番の農家住宅建設に係る農用区域からの除外については「特に問題がない」ということでよろしいですか。</p> <p>【全員異議なし】</p> <p>異議なしとします。よって議案第2号1番は原案のとおり可決されました。 (10番 深松委員着席)</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>次の議案第2号2番につきましては、橋本委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により本案件の審議開始から終了まで退席願います。 (8番 橋本委員退席)</p> <p>それでは、議案第2号2番について事務局から説明をいたします。</p> <p>【議案第2号を朗読、2番を説明】</p> <p>以上の案件につきましては、農家住宅の建設を目的に農用区域からの除外を求めるものとなっております。除外の要件につきましては、全て要件を満たしていると考えておりますので、宜しくご審議のほどお願いいたします。</p> <p>それでは質疑を行います。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号2番の農家住宅建設に係る農用区域からの除外については「特に問題がない」ということでよろしいですか。</p> <p>【全員異議なし】</p> <p>異議なしとします。よって議案第2号2番は原案のとおり可決されました。</p>

議長	次に、議案第 2 号 3 番から 6 番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 2 号を朗読、 3 番から 6 番を説明】 以上の案件につきましては、それぞれ農家住宅の建設を目的に農用地区域からの除外を求めるものとなっております。除外の要件につきましては、全て要件を満たしていると考えておりますので、宜しくご審議のほどお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 2 号 3 番から 6 番の農家住宅建設に係る農用地区域からの除外については「特に問題がない」ということでよろしいですか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって議案第 2 号 3 番から 6 番は「特に問題なし」と答申することに決定いたしました。
議長	次に、議案第 3 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。議案第 3 号 1 番・2 番について事務局から説明をいたします。
事務局	議案第 3 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づき幕別町より決定の求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求めます。 【議案第 3 号を朗読、 1 番・2 番を説明】 以上の計画要請の内容はお手元に配布してございます。別添、農業経営基盤強化促進法第 18 条調査書 1 ページに記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、同法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
11 番	これらの案件は、更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

<p>議長</p> <p>議長</p>	<p>(発言なし)</p> <p>質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号1番・2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。</p> <p>【全員異議なし】</p> <p>異議なしとします。よって議案第3号1番・2番は原案のとおり可決されました。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>23番</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>次に、議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案第4号1番について事務局から説明をいたします。</p> <p>議案第4号農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による許可申請があったので審議を求めます。</p> <p>【議案第4号を朗読、1番を説明】</p> <p>この案件は、別添、農地法3条調査書1ページに記載されておりますとおり、同法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で説明を終わります。</p> <p>それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。</p> <p>この案件は、後継者への使用貸借期間の満了に伴う権利の再設定でありますので、周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。</p> <p>それでは質疑を行います。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>質疑なしとします。採決をいたします。議案第4号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。</p> <p>【全員異議なし】</p> <p>異議なしとします。よって議案第4号1番は原案のとおり可決されました。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>次に、議案第4号2番について事務局から説明をいたします。</p> <p>【議案第4号を朗読、2番を説明】</p> <p>この案件は、別添、調査書2ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。</p>

以上で説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

18 番

この案件は、後継者への使用貸借期間の満了に伴う権利の再設定でありますので、周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第4号2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって議案第4号2番は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第4号3番について事務局から説明をいたします。

事務局

賃借権にうつります。

【議案第4号を朗読、3番を説明】

この案件は、別添、調査書3ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

19 番

この案件は、今月19日に飛田委員、深松委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第4号3番について、原案の通り決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって議案第4号3番は原案のとおり可決されました。

議長	次に、議案第4号4番について事務局から説明をいたします。
事務局	<p>【議案第4号を朗読、4番を説明】</p> <p>この案件は、別添、調査書4ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で説明を終わります。</p>
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
21番	この案件は、今月19日に飛田委員、深松委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第4号4番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって議案第4号4番は原案のとおり可決されました。
議長	次に、議案第4号5番・6番について事務局から説明をいたします。
事務局	<p>【議案第4号を朗読、5番・6番を説明】</p> <p>これらの案件は、別添調査書5ページから6ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で説明を終わります。</p>
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
11番	この案件は、今月22日に菅野委員、井田委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第4号5番・6番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって議案第4号5番・6番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第4号7番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第4号を朗読、7番を説明】

この案件は、別添、調査書7ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

6番 この案件は、今月22日に菅野委員、井田委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第4号7番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって議案第4号7番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第4号8番について事務局から説明をいたします。

事務局 所有権に移ります。

【議案第4号を朗読、8番を説明】

本案件の譲受人は、平成28年から忠類農協に正組合員として加入、生乳の出荷を行っており、酪農経営の実績がすでにある農業者であるため、営農計画等の審査の対象にならないということで農地部会の協議を終えております。また、別添調査書8ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号にも該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

11番 この案件は、今月22日に菅野委員、井田委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、

	事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。
議長	<p>それでは質疑を行います。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑なしとします。採決をいたします。議案第4号8番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。</p> <p>【全員異議なし】</p>
議長	<p>異議なしとします。よって議案第4号8番は原案のとおり可決されました。</p>
議長	<p>次に、議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案第5号1番・2番について事務局から説明をいたします。</p>
事務局	<p>議案第5号農地法第4条の規定による許可申請について、農地法第4条の規定による許可申請があったので審議を求めます。</p> <p>【議案第5号を朗読、1番・2番を説明】</p> <p>これらの案件は、格納庫の建設を目的とする転用でございます。農地区分は農用地であります。農用地は原則不許可であります。本件は農振農用地区域の指定用途への転用であることから問題ないと考えております。なお立地基準、一般基準等の詳細につきましては別添農地転用許可申請に係る審査書に記載されているとおりでございます。よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>それでは地区担当委員から補足説明をお願いいたします。</p>
19番	<p>これらの案件は、今日19日に飛田委員、深松委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>それでは質疑を行います。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑なしとします。採決をいたします。議案第5号1番・2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。</p> <p>【全員異議なし】</p>
議長	<p>異議なしとします。よって議案第5号1番・2番は原案のとおり可決されました。</p>
議長	<p>次に、議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題と</p>

いたします。議案第6号1番につきましては、高橋委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により本案件の審議開始から終了まで退席願います。

(9番 高橋委員退席)

それでは、議案第6号1番について事務局から説明をいたします。

事務局

議案第6号農地法第5条の規定による許可申請について。農地法第5条の規定による許可申請のあった下記について、北海道農業会議へ諮問したく審議を求めます。なお、北海道農業会議からの許可相当の答申による許可は農業委員会会長の先決で行いたく審議を求めます。

【議案第6号を朗読、1番を説明】

この案件は砂利採取を目的とする転用でございます。農地区分は農用地であります。農用地は原則不許可であります。本件は一時転用であり、農業振興地域整備計画の達成に支障がないため問題ないと考えております。なお、立地基準・一般基準等の詳細につきましては別添・農地転用許可申請に係る審査表に記載されているとおりでございます。よろしくお願いいたします。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

16番

この案件は、今月19日に飛田委員、深松委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第6号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって議案第6号1番は原案のとおり可決されました。
(9番 高橋委員着席)

議長

次に、議案第6号2番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第6号を朗読、2番を説明】

この案件は、牛舎等の建設を目的とする転用でございます。なお、農地区分は農用地であります。農用地は原則不許可であります。本件は農振農用地区域の指定用途への転用であることから問題ないと考えております。なお、立地基準、一般基準等の詳細につきましては別添農地転用許可申請に係る審査書に記載されているとおりでございます。よろしくお願いいたします。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

4 番

この案件は、今月 22 日に菅野委員、井田委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第 6 号 2 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって議案第 6 号 2 番は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第 6 号 3 番について事務局から説明をいたします。

事務局

農地法第 5 条の規定による許可申請があったので審議を求めます

【議案第 6 号を朗読、3 番を説明】

この案件は、格納庫の建設を目的とする転用でございます。なお、農地区分は農用地であります。農用地は原則不許可であります。本件は農振農用地区域の指定用途への転用であることから問題ないと考えております。なお立地基準、一般基準等の詳細につきましては別添審査書に記載されているとおりでございます。よろしくお願いいたします。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

22 番

この案件は、今月 19 日に飛田委員、深松委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第 6 号 3 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって議案第 6 号 3 番は原案のとおり可決されました。

議長	次に、議案第6号4番について事務局から説明をいたします。
事務局	<p>【議案第6号を朗読、4番を説明】</p> <p>この案件は、通路の設置を目的とする転用でございます。なお、農地区分は農用地であります。農用地は原則不許可であります。本件は農振農用地区域の指定用途への転用であることから問題ないと考えております。なお立地基準、一般基準等の詳細につきましては別添審査書に記載されているとおりでございます。よろしくお願いいたします。</p>
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
8番	この案件は、今月19日に飛田委員、深松委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。
議長	<p>それでは質疑を行います。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑なしとします。採決をいたします。議案第6号4番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。</p> <p>【全員異議なし】</p>
議長	異議なしとします。よって議案第6号4番は原案のとおり可決されました。
議長	次に、議案第6号5番について事務局から説明をいたします。
事務局	<p>【議案第6号を朗読、5番を説明】</p> <p>この案件は、格納庫の建設を目的とする転用でございます。なお、農地区分は農用地であります。農用地は原則不許可であります。本件は農振農用地区域の指定用途への転用であることから問題ないと考えております。なお立地基準、一般基準等の詳細につきましては別添審査書に記載されているとおりでございます。よろしくお願いいたします。</p>
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
1番	この案件は、今月19日に飛田委員、深松委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。
議長	<p>それでは質疑を行います。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第6号5番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって議案第6号5番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第7号「現況証明について」を議題といたします。議案第7号1番について事務局から説明をいたします。

事務局 議案第7号現況証明について、農地法関係事務処理要領に基づき、土地の現況証明願があったので審議を求めます。

【議案第7号を朗読、1番を説明】

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

22番 この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。今月19日に飛田委員、深松委員、事務局とで現地調査を行い、農地・採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしく申し上げます。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第7号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって議案第7号1番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第7号2番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第7号を朗読、2番を説明】

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

23番 この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。今月19日に飛田委員、深松委員、事務局とで現地調査を行い、農地・採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしく申し上げます。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第7号2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって議案第7号2番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第7号3番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第7号を朗読、3番を説明】

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

15番 この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。今月19日に飛田委員、深松委員、事務局とで現地調査を行い、農地・採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしく申し上げます。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第7号3番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって議案第7号3番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第7号4番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第7号を朗読、4番を説明】

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

18番 この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。今月19日に飛田委員、深松委員、事務局とで現地調査を行い、農地・採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしく申し上げます。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第7号4番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

	<p>【全員異議なし】</p>
議長	<p>異議なしとします。よって議案第7号4番は原案のとおり可決されました。</p>
議長	<p>次に、議案第7号5番から7番について事務局から説明をいたします。</p>
事務局	<p>【議案第7号を朗読、5番から7番を説明】</p>
議長	<p>それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。</p>
17番	<p>これらの案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。今月19日に飛田委員、深松委員、事務局とで現地調査を行い、農地・採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>それでは質疑を行います。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑なしとします。採決をいたします。議案第7号5番から7番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。</p> <p>【全員異議なし】</p>
議長	<p>異議なしとします。よって議案第7号5番から7番は原案のとおり可決されました。</p>
議長	<p>次に、議案第7号8番について事務局から説明をいたします。</p>
事務局	<p>【議案第7号を朗読、8番を説明】</p>
議長	<p>それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。</p>
11番	<p>この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。今月22日に菅野委員、井田委員、事務局とで現地調査を行い、農地・採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>それでは質疑を行います。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑なしとします。採決をいたします。議案第7号8番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。</p> <p>【全員異議なし】</p>
議長	<p>異議なしとします。よって議案第7号8番は原案のとおり可決されました。</p>

議長

議案は以上であります。これをもちまして、第12回農業委員会総会を閉会します。

事務局

ご起立願います。ご苦勞様でした。